

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の海部選挙区及び板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年八月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
海 部	五、一四二人
板 野	二七、〇六一人